

1. 件名：福島第一原子力発電所3号機ハンドル変形燃料の吊り上げについて
2. 日時：令和2年4月24日（金） 13時30分～14時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室／福島第一原子力発電所TV会議

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

山中係員、高木技術参与

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

3号燃料取り出しプロジェクトグループ 担当2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、3号機のハンドル変形燃料の取扱いに係る面談（令和2年3月25日実施）において指摘した、吊り上げ確認試験における荷重上限、試験方法等について、資料に基づいて以下の説明を受けた。

➤ ハンドル変形燃料の状況について

3号機SFP内のハンドル変形燃料は、現在、治具を用いた詳細検査を実施中であり本数は確定していないが、これまでの水中TVによる目視検査によって15体（前回面談より1体増加）が確認されている。

➤ ハンドル変形燃料の吊上げ荷重について

・ハンドルは、保守的に80度以上の曲げ変形を付与した状態で、吊り上げ荷重928キログラムで引っ張り試験を実施し、ハンドルに有意な欠陥の進展が無いことを確認している。

・結合燃料棒は、保守的に燃料重量を支える8本の内2本のみで受け持つ条件で解析により、吊り上げ荷重700キログラム程度をかけることができる。

・以上より、吊り上げ制限荷重は、700キログラム程度とする。

➤ スケジュールについて

吊り上げ試験の実施時期は、小変形ハンドルを対象として、来たる5月末に、大変形のもの、2020年度第三四半期に実施予定である。

○原子力規制庁は、上記説明について確認するとともに、以下の指摘を行い説明するよう求めた。

➤ 試験における吊り上げ荷重上限の設定について、荷重計の計器誤差並びに解析及び試験で保守的としている変形等条件を明確にした上で実機の変形条件等と比較して、どの程度の余裕があるか把握整理し説明

すること。

- 試験要領書を定め、試験実施前に福島第一原子力規制事務所に説明すること。

## 6. その他

資料：3号機ハンドル変形燃料の吊上げについて